

## 業務請負契約条項

- |            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| 1 業務名      | 沼田川流域下水道沼田川浄化センター<br>汚泥処理棟スクルー濃縮機整備修繕業務  |
| 2 業務場所     | 三原市円一町一丁目2番1号                            |
| 3 業務期間     | 契約締結の翌日から 令和8年3月31日 まで                   |
| 4 建設工事の種類  | 機械器具設置工事                                 |
| 5 入札(見積)日時 | 令和7年6月17日(火) 11時00分 から                   |
| 6 入札(見積)場所 | 沼田川流域下水道沼田川浄化センター 会議室<br>(三原市円一町一丁目2番1号) |
| 7 業務内容     | 別冊仕様書のとおり                                |
| 8 その他の事項   | 別冊閲覧資料のとおり                               |

上記の業務について、本条項と別冊仕様書に基づいて業務請負契約を締結し、契約の証として契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年5月28日

契約担当職員 公益財団法人広島県下水道公社理事長

# 契約条項説明書

|         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| 業 務 名   | 沼田川流域下水道沼田川浄化センター<br>汚泥処理棟スクリーパー濃縮機整備修繕業務  |
| 業 務 場 所 | 三原市円一町一丁目2番1号                              |
| 業 務 期 間 | 契約締結の翌日 から 令和8年3月31日 まで                    |
| 入 札 日 時 | 令和7年6月17日(火) 11時00分 から                     |
| 入 札 場 所 | 沼田川流域下水道沼田川浄化センター 2階会議室<br>(三原市円一町一丁目2番1号) |

## 1 業務の執行

この業務は、公益財団法人広島県下水道公社財務規程を適用し、広島県契約規則及び広島県建設工事執行規則を準用して執行する。

## 2 契約に関する事項

### (1) 入札(見積)保証金及び契約保証金

免除する。

### (2) 検 査

業務完了の通知(手直しの場合を含む。)を受けた日から14日以内に検査を行う。

### (3) 支払条件

ア 前金払及び部分払は行わない。完了払とする。

イ 請負代金は、検査合格後、適法な請求を受けた日から40日以内に支払う。

## 3 入札に関する事項

### (1) 最低制限価格

なし。

### (2) 入札書の記載事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 消費税等を除いた価格を入札書に記載すること。

### (3) 課税事業者又は免税事業者である旨(予定を含む)の届出

契約書には、契約金額に併せて当該取引に係る消費税等の額を明示するので、入札決定者は、課税事業者であるか又は免税事業者であるかの届出は不要。

### (4) 再度入札

入札金額の全てが予定価格を上回った場合は、入札金額のうち最低の金額を読み上げて再度入札を行うこととするが、読み上げた最低入札金額以上の入札は認めない。

### (5) 再度入札の回数

再度入札の回数は、5回までとする。(初回を含めると6回まで。)

### (6) 代理人による入札

代理人が入札する場合は、入札開始時に、その代理権を証する書面(委任状)を提出すること。

(7) 入札辞退

- ア 入札への参加を辞退するときは、入札開始前までに「辞退届」を提出すること。
- イ 再度入札を辞退するときは、その場で申し出ること。

(8) 最低の金額を入札した者が複数の場合

予定価格の範囲内で最低の金額を入札した者が複数の場合は、くじにより落札者を決定する。くじを辞退することはできない。くじを引かない場合には、公社職員が代わってくじを引くこととする。

(9) 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札は無効とする。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- エ 入札者が二以上の入札をしたとき。
- オ 他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき。
- カ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
- ケ 指名競争入札で入札が一であるとき。

(10) 誓約書の提出（ただし、一般競争入札については、公告文に記載のとおり。）

この入札に参加する者は、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出すること。

- ア 入札に参加する者は、入札の前に提出すること。
- イ 誓約書を入札時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね3日以内）に提出すること。発注者が指定した提出期限内に誓約書の提出がない場合は、失格とし、落札者としえないものとする。当該入札者に対し公社の指名除外措置を行うことがある。

#### 4 業務内容

別冊仕様書のとおり。